

歴史は未来の羅針盤

温故知新

これまでに刊行しました『近江日野の歴史』は、第一巻「自然・古代編」、第二巻「中世編」、第五巻「文化財編」、第六巻「民俗編」、第七巻「日野商人編」、第八巻「史料編」となりました。教育委員会や各公民館などにおいて、一冊四、〇〇〇円で好評販売中ですので、ぜひともお買い求めください。

『近江日野の歴史』第七巻「日野商人編」を発刊して以来、日野商人の活動の様子をさまざまな観点から紹介しています。五回目の今回は、日野商人の商家に勤めた奉公人について紹介します。

商家と奉公人

日野商人を含む近江商人は、近江に本宅を構え、近江国外で行商や出店商いに従事していました。そのうち出店を持つた商人は、店に勤める奉公人の多くを近江の本宅近くから雇っていました。日野ではかつて商家に勤めることを「お店行き」といっていました。日野の人にとって、商家へ勤めることは当たり前のようにあつたことなのでしょう。

江戸時代、商家が奉公人を雇う際には奉公人請状という書類が商家に対して提出されていました。奉公人請状とはいわば奉公人の身元保証書で、親と請人が署名をし



▲写真 奉公人請状

て雇い主である商家に提出した書類です。そこには実際に奉公する人の住所・名前・年齢と年季（奉公する年数）が書かれていますので、奉公人請状が多く残っている商家の場合、どのあたりから、いくつくらいの年齢の人を雇つたかという傾向がわかります。

日野商人の場合、日野を中心には蒲生郡内や愛知郡・甲賀郡・神崎郡・犬上郡など近江国東南部か

らも多く雇つていたようです。奉公人は十代前半で雇われることが多い、勤務年数を定めて雇われます。その年数は五年・七年・十年などが大半です。ただし商家によつては二十歳くらいの人を中心雇つている家などもありますし、酒造を営む商家では、新潟県などから腕を見込んだベテランの杜氏を雇うこともあります。

入店した当初は子供（丁稚）とよばれ、給金は特に定められていませんが、「仕着せ」といわれる夏・冬の季節ごとの着物が支給されるほか、日常に必要な経費は店から支払われていました。

その後手代となつて以後、店内の職階を昇進すれば、最終的には支配人・番頭となります。この職階に応じて、給金が一年単位で定められていました。

支配人を務めた人など、店の労者には祝儀金といつて、特別な退職金が支払われたり、暖簾分けが許される場合もありました。

奉公人にとっては解雇や昇進が決められる機会でもありました。この在所登りに際しては、店から路用金や土産が支給されました。この在所登りは、休暇であると同時に、奉公人にとっては解雇や昇進が決められる機会でもありました。

この在所登りや先に触れた給金などについては、商家ごとに、店での勤務や日常の暮らしについての決まりごとである「店則」によって定められていました。店則については、別の機会に詳しく紹介します。

遠方の店に奉公にいった人たちは、奉公先から地元に帰つてくることは簡単ではありませんでした。「在所登り」と呼ばれる休暇制度を設けていました。これは奉公を始めて一定の年を過ぎると地元へ帰るというものです。商家によつてまちまちですが、一般には奉公をしたのち五年から七年目に始めて帰国が許されます。これを「初登り」といいます。その後帰国までの年限が一年ずつ短くなつて、「二度目・三度目と帰ることを「二度登り」「三度登り」といいます。

登りの回数が増えるごとに、日数も長く設定されていました。この在所登りに際しては、店から路用金や土産が支給されました。この在所登りは、休暇であると同時に、奉公人にとっては解雇や昇進が決められる機会でもありました。